

～誰もが安心して学び、育つことができる教育環境の構築を目指して～

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の改正等を踏まえ、「学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究協力者会議」（主査：高橋儀平 東洋大学名誉教授）において、既存施設を含めた学校施設におけるバリアフリー化等を加速していくための方策等について検討し、報告を取りまとめ（令和2年12月）

報告書の概要

第1部 学校施設のバリアフリー化の加速に向けた方策等

□インクルーシブ教育システムの構築の視点や、災害時の避難所の視点、バリアフリー法の改正などにより、障害のある児童生徒等の教育環境を充実させていくことが求められており、既存施設を含めた学校施設のバリアフリー化を一層推進していく必要。

（国における方策）

- ・バリアフリー化の実態を踏まえた整備目標の設定・周知と進捗状況の公表
- ・学校施設バリアフリー化推進指針等の改訂
- ・財政的な支援の充実（補助率の嵩上げなど制度的な対応、建築単価の改訂など）
- ・バリアフリー化推進のための普及啓発や技術的支援 など

（学校設置者における方策）

- ・バリアフリー化の実態を踏まえた整備目標の設定
- ・バリアフリー化に関する整備計画の策定と計画的な整備 など

第2部 学校施設バリアフリー化推進指針の改訂案

□学校施設のバリアフリー化等の推進に関する基本的な考え方や計画・設計上の留意点等をまとめた「学校施設バリアフリー化推進指針」の改訂案について検討。

第3部 学校施設のバリアフリー化に関する整備目標案

□公立小中学校等施設のバリアフリー化を一層推進していくため、令和7年度末までの5年間に緊急かつ集中的に整備を行うための整備目標案を検討。

対象		令和2年度 (現状)	令和7年度末までの目標案
車椅子使用者用 トイレ	校舎	65.2%	避難所に指定されている全ての学校に整備する ※令和2年度調査時点で総学校数の約95%に相当
	屋内運動場	36.9%	
スロープ 等による 段差解消	門から建物の前まで	校舎	全ての学校に整備する
		屋内運動場	
	昇降口・玄関等から教室等まで	校舎	
		屋内運動場	
エレベーター 1階建ての建物のみ 保有する学校を含む	校舎	27.1%	要配慮児童生徒等※が在籍する全ての学校に整備する ※令和2年度調査時点で総学校数の約40%に相当
	屋内運動場	65.9%	要配慮児童生徒等※が在籍する全ての学校に整備する ※令和2年度調査時点で総学校数の約75%に相当

※円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員等を指す。